

福祉ぶらす定期

（2023 年 7 月 3 日現在）

1. 商品名（愛称）	福祉ぶらす定期 対象預金：スーパー定期 単利型
2. ご利用いただける方	別紙『「福祉ぶらす定期」のお取り扱いについて』に定める年金または手当を当金庫の預金口座で受け取っている個人のお客さま
3. 期間	1 年
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	一括してお預け入れいただきます。 100 円以上 350 万円以内 ただし、お一人 350 万円を限度とします。 1 円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	固定金利 お預け入れ金額（300 万円未満、300 万円以上）に応じ、お預け入れ時の店頭表示利率（スーパー定期）に 0.10% 上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
7. 税金	20%（国税 15%、地方税 5%）（ただしマル優ご利用の場合は除きます） ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別に定める「定期預金の中途解約一覧」のお預け入れ期間に応じた期限前解約利率およびお預け入れ日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・「年金定期 500」をご利用の場合も、併せてご利用いただけます。 ・お預け入れの際は、当該年金証書または当該手当の受給者証明書および当該年金・手当が振り込まれている預金通帳をご提示ください。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・専用通帳でのお預け入れとし、総合口座への組入れはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）

「福祉ぷらす定期」のお取扱いについて

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

- ・ 次の年金または手当を当金庫にて受取されている方にご利用いただけます。
- ・ お取扱いの際は、確認のため、当該年金証書または当該手当の受給者証明書をご提示ください。

制度(各種手当)	お取扱いいただける給付	窓口へご提示いただく証書
(新法) 国民年金 厚生年金 共済年金 (注 1)	障害基礎年金受給者 障害厚生(障害共済)年金受給者 遺族基礎年金受給者 遺族厚生(遺族共済)年金受給者	次のいずれかの証書 ● 国民年金・厚生年金保険年金証書 ● 共済組合年金証書
(旧法) 国民年金	障害年金受給者 老齢福祉年金受給者	● 国民年金証書
(旧法) 厚生年金 (船員保険含む)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特別遺族年金受給者	次のいずれかの証書 ● 厚生年金保険年金証書 ● 船員保険年金証書
(旧法) 共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者	次のいずれかの証書 ● 共済組合年金証書 ● 国家公務員(等)共済組合年金証書 ● 地方公務員共済組合年金証書 ● 私立学校教職員共済組合年金証書 ● 農林漁業団体職員共済組合年金証書
各種手当 (注 2)	児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 経過的福祉手当受給者 医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者	● 児童扶養手当証書 ● 特別児童扶養手当証書 ● 障害児福祉手当受給者証明書 ● 特別障害者手当受給者証明書 ● 経過的福祉手当受給者証明書 ● 医療特別手当証書 ● 特別手当証書 ● 健康管理手当証書 ● 保健手当証書

(注1) 昭和 61 年 4 月以降に受給権を取得された場合は、(新法)国民年金・厚生年金・共済年金となり、昭和 61 年 3 月までに受給権を取得された場合は、(旧法)国民年金・厚生年金・共済年金となります。

(注2) 児童扶養手当、特別児童扶養手当の有効期限が切れている場合は、ご利用いただけません。